

○財務省告示第三百十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十六年九月九日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第二百二十五回、第二百二十六回、第二百三十二回及び第四百四十一回）及び利付国庫債券（三十年）（第十六回、第十七回、第三十二回、第三十三回、第三十五回、第三十七回及び第四十一回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十六億円 内訳（別表のとおり）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	
三 振替法の適 用等	
四 発行方法	
五 募入決定の 方法	
六 発行額	

七	八	九	十	十
払	最	振	発	十
込	低	替	行	一
金	額	単	行	発
額	面	位	価	行
	金		格	日
			日	

三千三百七億九千八百三十九万五千円

振替法の規定による最低替口座簿

の記載又は記録は、最も金額と

の整数倍の金額によるものと

す。平成十六年九月九日

発行対象国債ごと、金額

百円につき、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)

(一) 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額の追加、次の算

式により算出された金額を払込

期日に行い、償還の金額の利率

各発行対象国債の償還日(子に

総額×各発行対象国債の前日

100×各発行対象国債の発行期日

支規数(に)なる支場合には、(零。)

に係る所得税が源泉徴収され

るもの記載又は記録は、前記(一)の

口座に記載した金額は、前記(一)の

の座に記載した金額は、前記(一)の

金額にり、算出した金額は、前記(一)の

(二)

金額にり、算出した金額は、前記(一)の

二十 払込期日 平成二十六年九月九日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額
利付国庫債券(第三十三年庫五回)	二・〇%	日年平九成三月二十三日	三百一十億円
利付国庫債券(第三十三年庫三回)	二・〇%	日年平九成三月二十二日	三十四億円
利付国庫債券(第三十三年庫二回)	二・三%	日年平三成五月二十二日	三百三十二億円
利付国庫債券(第三十三年庫一回)	二・四%	十年平日十成二月二十六日	五億円
利付国庫債券(第三十三年庫一回)	二・五%	日年平九成四月二十六日	百七十億円
利付国庫債券(第二十四年庫十一回)	一・七%	十年平日十成二月二十四日	六十四億円
利付国庫債券(第二十四年庫十二回)	一・七%	十年平日十成二月二十三日	七十七億九千九百九十九円
利付国庫債券(第二十四年庫十三回)	二・〇%	日年平三成四月二十三日	八百六十九億九千九百九十九円
利付国庫債券(第二十四年庫十四回)	二・二%	日年平三成四月二十三日	四十五億円

（利付 第三十 回） （国庫 債券）	一 ・ 七 %	十年平 日十成 二五 月十 二五	七 十 八 億 円
--------------------------------	------------------	------------------------------	-----------------------